視覚障害者用誘導ブロックの敷設等について

参考資料９

【基本的な考え方】

・視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、音声案内、視覚障害者誘導ブロック等を適切に設ける。

【主たる経路への誘導ブロックの敷設】

・道等から案内板又は案内所までの経路のうち、１以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路とする。

・線状ブロックと点状ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声等により視覚障害者を誘導する設備を設ける。

・車路に近接する部分や段がある部分、傾斜がある部分の上端には点状ブロックを敷設する。

【注意喚起箇所への誘導ブロックの敷設】

・次に掲げる場所には、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の設備により視覚障害者を誘導する設備を設ける。

・傾斜路等の上端・下端

・傾斜路の踊り場

・主要な出入口の戸の前後

・階段の踊場の上端

・エスカレーターの端部等

【手すりへの点字等の設置】

・傾斜路、廊下、階段の手すり端部

【出入口への点字等の設置】

・みんなのトイレ、客室（宿泊施設・福祉施設）の出入口